ご遺体献納についてのお願い

医学は古から先人達の叡智と努力で積み上げられてきた膨大な知識と経験により、発展し体系化されてきました。とりわけ近年の医学の進歩は目覚ましいものがあり、これまで未解明であった病気の原因が解明され、治療できなかった難病が克服されるようになりつつあります。その背景には科学技術の進歩がありますが、こうした最先端の医療を安全・安心に実践するには、医師をはじめとする有能な医療従事者の存在が必要不可欠です。川崎医科大学では1970年の建学以来、国民から信頼される良医の育成に全学を挙げて取り組んでまいりました。

医学の研究と教育を行うために、大変重要な役割を果たすのが、ご遺体の解剖です。解剖には、正常解剖、病理解剖、法医解剖の３種がありますが、このうち正常解剖は人体の複雑で精緻な仕組みを学び研究するもので、医学の最も基礎となる学問です。どの時代、どの国でも医学生は人体解剖を通して医師への第一歩を踏み出します。解剖学の知識を基礎として、各臓器の機能や、病的な状態（病理）を理解することで、正確な診断を下し適切に治療できるようになるのです。人体内部の構造を正確に理解するためには、どのような美しい図譜を見るよりも、実際のご遺体で自分の眼と指を通して学ぶ必要があります。

つきましては、篤志の方々や関係各方面のご支援ご尽力により、解剖実習の意義を多くの方々にご理解賜り、医学生の解剖実習のためのご献体にご協力いただきますよう切にお願い申し上げます。

川崎医科大学
学長　砂田　芳秀

ご遺体献納についてのしおり

川　崎　医　科　大　学

くすのき会登録のご案内

1　ご入会のお申し込みについて

こちらのしおりをよくお読みになっていただき、趣旨を十分ご理解のうえ、所定の入会申込書にご記入後郵送してください。後日、ご本人と面会し献体についての説明と確認をさせていただきます。
（場合によっては、入会していただけない場合もございますのでその旨、あらかじめご了承ください。）

⑴　川崎医科大学くすのき会に献体登録していただくには、次のすべての条件を満たしていることが必要です。
- 成人（満18歳以上）であること。ご本人の献体の意思が明確であること。
- 岡山県内、広島県東部、兵庫県西部のいずれかにお住まいであること。
- 死体解剖保存法（５ページ参考資料参照）を理解し、ご本人の意思で入会を希望していること。
  （意識不明・認知症などでないこと）
- 家族、近親者（３親等以内）の同意が得られていること。
- 火葬後、ご遺骨を受け取る方がおられること。
- 臓器提供の意思がないこと。
  （腎バンク・アイバンク・ドナーカードなどに登録していないこと）
- 現時点で、感染力が強い病気にかかっていないこと。
  （Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎・HIV・MRSA・結核・ヤコブ病・梅毒など）

⑵　申込書のご記入にあたっては、次の点をご確認願います。
- 必ずご本人の明確なご意思によりご記入ください。（ただし、代筆でも構いません。）
- 入会について、ご家族、近親者の方々に十分説明のうえ、理解・同意を得てください。
- 同意者の欄は、原則として、ご家族ないし近親者で、火葬後のご遺骨を受け取っていただける方がご記入ください。なお、おられない場合は、ご本人の遺志を実行に移してくださる方（民生委員・福祉事務所長・福祉施設などの施設長・その他法的手続きをすませた任意後見人など）でも差しつかえありませんが、その場合も、ご遺骨をお受け取りいただけることが必要です。

⑶　ご遺体を本学にお預かりできる範囲は岡山県内、広島県東部、および兵庫県西部です。これら以外の地域で亡くなられた時は、最寄りの医科大学にお問い合わせいただくと献体できる場合があります。また、お亡くなりになった原因や状態によっては、ご遺体をお預かりできない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

⑷　入会手続き終了後、会員証のほか、尊いご意思に敬意を表して、額入り感謝状をお贈りします。

⑸　入会後、入会手続き時の記載内容に変更が生じた場合（ご本人または同意者の方の住所および電話番号の変更・同意者の変更など）は、必ずくすのき会へご連絡ください。
また、岡山県内、広島県東部、および兵庫県西部以外の地域へ転居された場合にもご連絡ください。ご希望があれば、最寄りの医科大学の献体の会をご紹介いたします。

2　ご遺体のお預かりについて

⑴　会員の方が亡くなられたときは、すみやかに川崎医科大学（代表：086-462-1111）へご連絡ください。
平日（午前８時30分～午後５時）、土曜日（午前８時30分～12時30分）は大学事務部庶務課より担当者におつなぎします。
平日の午後５時から翌朝８時30分まで、土曜日の12時30分から日曜日、および祝日等は交換台または警備課職員が応対し、折り返し担当者からお電話をいたします。

⑵　担当者に、以下の事項をお伝えください。
- 亡くなった方の会員番号、氏名
- ご遺族の代表者のお名前、連絡先（住所・電話番号）
- 死亡日時、場所、死因

⑶　次のいずれかに該当した場合には、ご遺体をお預かりできません。（なお、死亡のご連絡の際にお尋ねさせていただきます。）
- 危険性のある感染症にかかっていることが判明した場合
  （Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎・HIV（エイズ）・HTLV-1（ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型）・結核・ヤコブ病などのプリオン病・梅毒などの性感染症・エボラ出血熱・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・その他法令等で規制された疾病など）
  なお、死亡時の状況から、危険性のある感染症にかかっている可能性のある場合、ご遺体のお預かりは出来ません。また、ご遺体お預かり後に、危険性のある感染症にかかっていることが判明した場合、防腐処置を行わず、火葬してご遺骨をお返しいたします。
- 死因やご遺体の状況が正常解剖に適さない場合
  （縊死・焼死・溺死・交通事故・食道静脈瘤破裂・大動脈瘤破裂・大動脈解離など）
- 死亡から３日以上経って発見された場合

- お預かりできる地域（岡山県内・広島県東部・兵庫県西部）以外でお亡くなりになった場合
- 病理解剖、司法解剖を行った場合
- 死後、臓器提供を行った場合
- ご遺骨を受け取っていただける方がいない場合

⑷　ご遺体をお預かりする手順については、次のうちのいずれかをご指定ください。
①　通夜および葬儀をすませた後、大学へご遺体を移送する。
②　通夜のみをとりおこない、大学へご遺体を移送する。
③　すぐに大学へご遺体を移送する。

⑸　通夜・葬儀の日時や、大学から「お棺」を持参する必要の有無などを確認したうえ、ご指定の日時・場所に、遺体移送車でご遺体をお預かりに参ります。
なお、平日と土曜日の午前中は大学職員が参りますが、休日（土曜日の午後・日曜）、祝日は「いのうえエヴァホール（株式会社いのうえ）」にご遺体の収容と事務手続きを委託しております。

⑹　ご遺体のお迎えから火葬までの費用（寝棺一式・移送費・火葬費など）は、大学にて負担いたしますが、大学が持参するもの以外の「寝棺一式」をご利用になる場合は、ご遺族においてご負担をお願いいたします。

⑺　ご希望により、ご葬儀や法要のためのご遺髪、遺爪を残させていただきます。
（小壺を準備いたします。）

⑻　ご遺体をお預かりする際、次の書類が必要です。
①　死亡診断書（写し１通：記録として大学に保存します。）
②　埋火葬許可証（原本：後日大学へ郵送いただいても結構です。）
申請先は、死亡地、故人の本籍地、届け人の住所地のいずれかの役所です。
「埋火葬許可証」には、火葬予定日と場所について次のようにご記入ください。
- 火葬予定日：未定
- 火葬場所　：倉敷市中央斎場（倉敷市福田町福田434-1）

③　解剖に関する遺族の承諾書（用紙は大学から持参いたします。）
この承諾書は献体に対するご遺族の最終的な承諾確認になります。
この承諾書に署名、捺印していただくご遺族の代表者、もしくはご本人の遺志を実行に移してくださる方（民生委員・福祉事務所長・福祉施設などの施設長・その他法的手続きをすませた任意後見人など）は、火葬後ご遺骨のお受け取りをお願いいたします。

⑼　ご遺体をお預かりする際、「ご遺体お預かり証」をお渡しします。
（火葬後、ご遺骨をお受け取りに来られるときにご持参ください。）

３　ご遺体をお預かりしてからの経過

⑴　ご遺体を大学にお預かりした後、約１週間かけて防腐処置を行います。処置の方法は、防腐液を血管から加圧方式により注入しますので、ご遺体をアルコールやホルマリンに浸す必要はなく、防腐処置後、ビニール製の袋に入れてご遺体ごとに格納棚に安置しています。

⑵　ご遺体をお預かり後、ご遺骨としてお返しできるまで１年から２年くらいの期間を要します。これは、次のような理由によるものです。
- 防腐処置等の解剖準備期間として３か月ぐらいが必要です。
- 実際の解剖実習期間として通常４か月ぐらいを必要とします。
- 実習は決められた時間割によって行われているため、その年の実習に間に合わない時は、翌年の実習まで保管されることになります。

⑶　ご遺体は解剖実習終了後、ご遺体ごとに丁重に納棺し火葬いたします。ご遺骨は通常解剖体献体慰霊祭の時、お返しする予定にしておりますが、ご都合によりましてはご希望の日に、大学の霊安室でお渡しすることもできます。

⑷　ご献体くださった方々の慰霊のため、前年火葬に付された方のご遺族をお招きして解剖体献体慰霊祭を営んでおります。

参考資料

死体解剖保存法（抜粋）【昭和24年６月10日　法律第204号】

（目的）

第１条　この法律は、死体（妊娠４月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

（保健所長の許可）

第２条　死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であって、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二　医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

三～六省略

（遺族の承諾）

第７条　死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一　死亡確認後30日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合

二　２人以上の医師（うち１人は歯科医師であってもよい。）が診療中であった患者が死亡した場合において、主治の医師を含む２人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを持っていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合

三　第２条第１項第３号、第４号又は第７号に該当する場合

四、五省略

（解剖の場所）

第９条　死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第２条第１項第４号に掲げる場合は、この限りでない。

第10条　身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

（学校長への交付）

第12条　引取者のない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市においては区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下学校長という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があったときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

（死体交付証明書）

第13条　市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

２　前項の規定による死体交付証明書の交付があったときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第５条第１項の規定による許可があったものとみなし、死体交付証明書は、同法第８条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

（交付を受けた死体の引渡）

第14条　第12条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後30日以内に引取者から引渡の要求があったときは、その死体を引き渡さなければならない。

第15条　前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があったときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

（標本としての保存）

第17条　医学に関する大学又は医療法（昭和23年法律第205号）の規定による地域医療支援病院若しくは特定機能病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

２　遺族の所在が不明のとき、及び第15条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第18条　第２条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第12条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することが

できる。但し、その遺族から引渡の要求があったときは、この限りでない。

（死体取扱上の注意）

第20条　死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当っては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

（費用の負担）

第21条　学校長は、第12条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条及び第13条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であって、死体の交付を受ける際及びその後に要したものを負担しなければならない。

改正昭和45・４・１・法律 12号
改正昭和61・12・26・法律109号
改正平成９・12・17・法律125号
改正平成11・７・16・法律 87号
改正平成11・12・22・法律160号
改正平成15・５・30・法律 55号
改正平成17・７・15・法律 83号
改正平成24・６・22・法律 34号

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（抜粋）

【昭和58年5月25日　法律第56号】

（目的）

第１条　この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖（以下「正常解剖」という。）の解剖体として提供することを希望することをいう。

（献体の意思の尊重）

第３条　献体の意思は、尊重されなければならない。

（献体に係る死体の解剖）

第４条　死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第七条 本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一　当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。）の長（以下「学校長」という。）が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二　死亡した者に遺族がない場合

（引取者による死体の引渡し）

第５条　死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があったときは、当該死体を引き渡すことができる。

（記録の作成及び保存等）

第６条　学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

２　文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

（指導及び助言）
第７条　　文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

（国民の理解を深めるための措置）
第８条　　国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則　省略

引用文献
『医療六法　令和５年版』中央法規　令和４年12月20日発行

＜連絡先＞

献体のお申し込み、お問い合わせなどは、下記のところへお願いいたします。

〒701-0192　岡山県倉敷市松島577番地
川崎医科大学　くすのき会（事務部庶務課）
電話 086(462)1111　　内線 31104
平日 8:30～17:00　　土曜日 8:30～12:30

＜ 川崎医科大学までの地図 ＞※入会前の面会にお越しになる際の参考にしてください

：車でお越しになる場合

：電車と徒歩でお越しになる場合

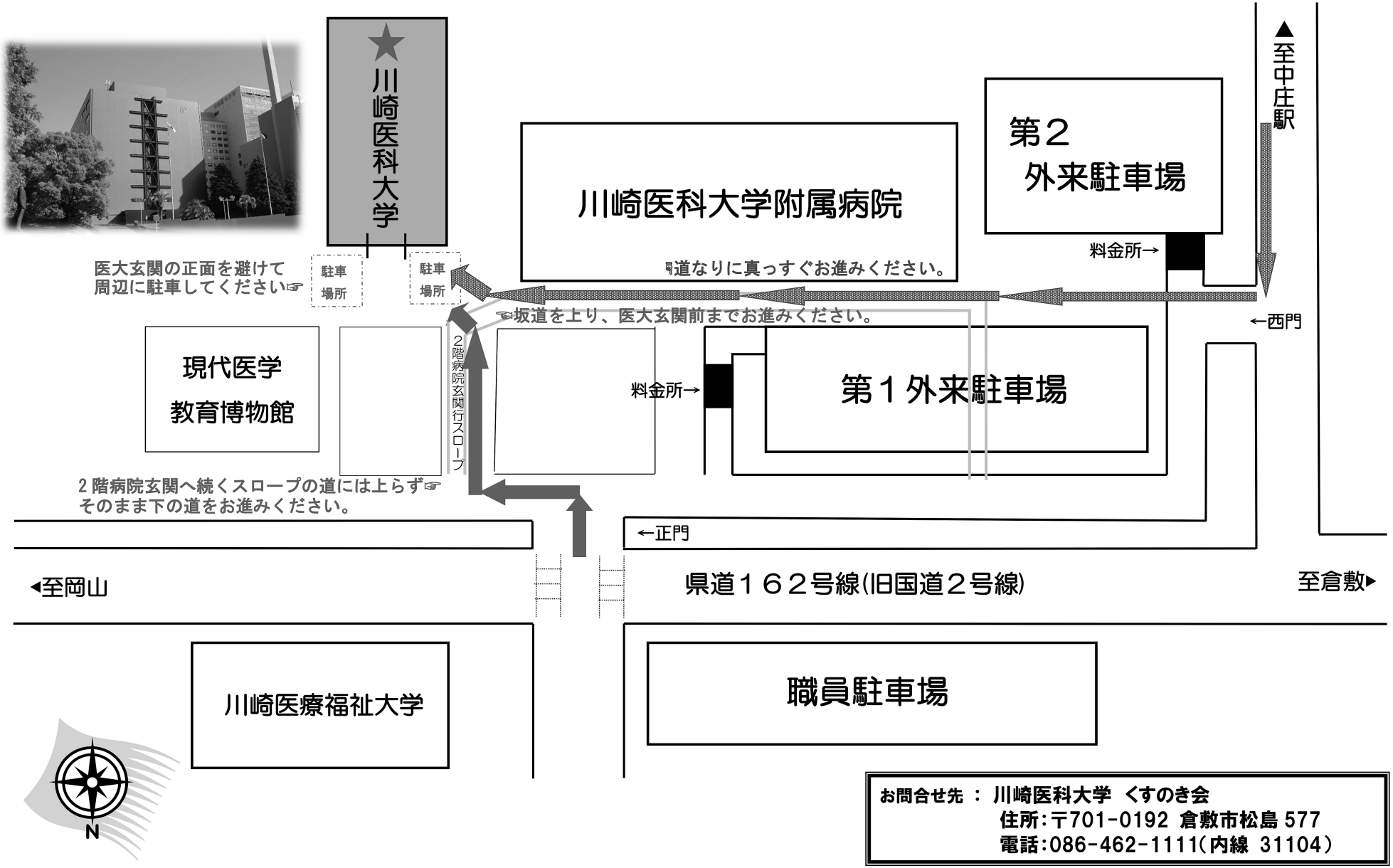

お問合せ先 ： 川崎医科大学 くすのき会
住所：〒701-0192 倉敷市松島 577
電話：086-462-1111（内線 31104）

ご遺体献納についてのしおり

平成26年７月　改訂第１版第１刷発行
令和５年７月　改訂第２版第１刷発行
令和５年11月　改訂第２版第２刷発行

発行　川崎医科大学　くすのき会(事務部庶務課)
〒701-0192　岡山県倉敷市松島577
電話 086(462)1111　　内線 31104

印刷所　株式会社三浦印刷所

※しおりの無断複製・転載を禁じます。